

SAMPLE(ユーザーLBCご使用の場合は、LBCサービスの導入あるかも合わせて下記LBC使用許諾契約書の締結をお願いいたしております。)

## LBC使用許諾契約書

使用者(第1条第1項に記載)とユーザー株式会社とは、ユーザー株式会社が保有するLBC(第2条第1項に定義)及びLBCを用いたサービスについて、次のとおり契約を締結する。締結に当たっては、本契約締結の証として、本書を2通作成し、双方にて記名押印のうえ各1通を保管する、又は本書の電磁的記録を作成し、双方の合意後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

### 第1条 (契約条件)

#### 1. 当事者

ユーザー:	ユーザー株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 代表取締役 福富 七海	(以下「ユーザー」という)
使用者:	御社名 ご住所 ご署名様ご役職・ご氏名	(以下「使用者」という)

#### 2. LBCの仕様、使用範囲

ユーザーは、使用者に対し、本契約に定める範囲において、LBCの使用権を許諾し、使用者はユーザーにその対価を支払うものとする。LBCの仕様、使用範囲及び対価の額・支払い方法は以下のとおりとする。

LBCの仕様 : LBC項目定義書及び仕様書

LBCの使用範囲 : 使用者の内部使用に限定。特例ある場合は別紙等で別途定める。

対価の額・支払い方法: 見積書・注文書及びユーザー所定の利用申込書にて定めるものとする。

#### 3. 本契約の契約締結日

年 月 日

#### 4. 各規約

使用者は、各規約に基づくサービスの利用を希望する場合は、見積書・注文書及びユーザー所定の利用申込書にて申込みをし、ユーザーが承諾することにより、本契約及び当該サービスの規約等に基づき、これを了承した上で、当該サービスを利用することができる。

#### 5. 特約事項

なし

### 第2条(定義)

- 「LBC」:ユーザーが保有する事業所コード及び企業属性情報を指し、使用者の顧客データベースを最適化し、マーケティング活動を効率化するマスターデータベースである。
- 「LBCサービス」:ユーザーが使用者に対し、LBCの使用にあたって提供するLBCを用いたサービスであり、アプリケーション・サービス・プロバイダー(ASP)「ユーザー(uSonar)」、「プランソナー」等ソナーサービス及び営業支援アプリ「ユー名刺(u名刺)」、「名刺ソナー」、「mソナー」、「興味シグナル」等を指す。

### 第3条(業務委託)

- 使用者はユーザーに対し、LBCの付加サービス業務(LBC及びLBCサービスを使用できる状態にするための初期設定等を指すが、これに限られない)を委託し、ユーザーはこれを受託し、信義に則り業務を誠実に履行しなければならない。
- ユーザーは使用者から受領した業務に関わる一切の資料(以下「資料等」という)に不明瞭な箇所を発見したときは、ユーザーの主観的判断で処理することなく、そのつど使用者に連絡してその指示を受け、誤りのないよう処理しなければならない。又、この契約に基づく業務の処理において、本契約に明示されていない事項については、その都度使用者及びユーザーが協議して定めるものとする。
- ユーザーは使用者より受領した資料等を受託した業務のためだけに使用し、その他の目的には使用しないものとする。
- ユーザーが再委託する業務は、特約事項に別途定めるもののほか、名刺メンテナンス処理のみとする。

ユーザーは再委託に先立ち、資料の管理及び機密保持について定めた契約を再委託者と締結し、処理にあたっては資料が使用者のものであることを再委託者に開示しない。なお、再委託者は日本国内に在する個人及び企業であり、ユーザー独自の信用調査に於いて合格したものとする。この場合においてもユーザーは使用者に対して本契約上の一切の責任を負うものとする。

#### 第4条(LBC等の取扱い)

使用者は、LBC 及び第1条第4項に記載する規約に基づくサービスを利用する場合は当該サービス(以下総称して「本サービス」という。)の利用に当たって、以下の行為をしてはならない。

- ① 本契約において明示的に定める場合を除き、本サービスを複製、送信、加工する行為
- ② 本サービスを有償・無償を問わず、又、譲渡、使用許諾、送信その他の方法の如何を問わず第三者に利用又は使用させる行為
- ③ 本サービスと類似する製品、サービスの開発運用
- ④ 本サービスのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等、ユーザーの知的財産権を侵害する行為
- ⑤ 本サービスを構成する有形または無形の構成物(プログラム、データベース、データ、画像、マニュアル等の関連ドキュメントを含むがこれらに限られない)を、ユーザーの事前の書面による許可なく、データマイニング、テキストマイニング及び AI 開発を目的としたディープラーニングなどの情報処理、情報解析のために、蓄積、複製、加工その他の利用をする行為
- ⑥ 本サービスをユーザーの事前の書面による許可なく、日本国外で使用すること、及び、LBC を日本国外のサーバへ保存すること(SFA に連携された企業情報が閲覧できることを含むがこれに限られない)。
- ⑦ その他本契約に違反する態様にて本サービスを使用する行為

#### 第5条(権利関係)

1. 使用者は本サービスの使用期間中、本サービスに関して、本契約に定める使用权のみを取得し、これ以外には本サービスに関して、著作権その他いかなる権利も取得しないものとする。
2. 本サービスを構成する有形又は無形の構成物(プログラム、データベース、画像、マニュアル等の関連ドキュメントを含むがこれらに限られない)に関する著作権を含む一切の知的財産権その他の権利はユーザーに帰属する。

#### 第6条(納入・検査)

1. ユーザーは、使用者に検査済みのLBCを納入するものとする。
2. 使用者は、LBC納入後、使用者及びユーザーが協議して決定した期間内にLBCが本契約で定めるLBCの仕様(以下「本件仕様」という)に適合しているか否かの検査を実施し、検査結果をユーザーに通知するものとする。なお、この検査合格をもって検収完了とする。
3. ユーザーは、前項の検査の結果、不合格となったLBCについて、速やかに補修を行い、使用者の再検査を受けるものとする。
4. 使用者が、本条第2項の期間内に検査結果をユーザーに通知しない場合は、検査に合格したものとみなすものとする。

#### 第7条(契約不適合責任)

1. 使用者によるLBCの使用が使用機器及び使用方法に関する制限その他の本契約の定める条件に従ってなされたにもかかわらず、納入後 1 ヶ月内にLBCに前条の検査では発見し得ない本件仕様への不適合(以下「契約不適合」という)が発見され、かつ同期間内にユーザーに対して書面にて明示されたときは、ユーザーは自己の負担においてすみやかに修理又は取替を行うものとする。
2. 使用者は、LBCの納入日から 1 ヶ月以内にユーザーの責に帰すべきLBCの契約不適合により損害を被ったときは、ユーザーに対してその損害の賠償を請求できるものとする。但し、ユーザーの負担する損害賠償額は、契約不適合が発見された当該年次におけるライセンス費用の額を上限として、その範囲は直接被った現実の通常損害に限るものとし、ユーザーの予見可能性の有無を問わず特別の事情から発生した損害及び逸失利益については、責任を負わないものとする。
3. 本契約において、LBCの基となる情報と現状との不一致は契約不適合に当たらないものとする。但し、使用者が不一致を発見した場合は、ユーザーに速やかに報告し、ユーザーは内容を確認した上で、使用者に対して補修を行うよう合理的な努力をするものとする。
4. ユーザーは、LBCの正確性、完全性又は特定目的適合性について保証するものではなく、又使用者及び使用者の関係者が、LBCを使用者又は使用者の関係者の業務に利用して損害が発生した場合にも、ライセ

ンス費用の減額、損害賠償その他の一切の責任を負わないものとする。

#### 第8条(知的財産権の侵害)

1. 本サービスの使用に関し、著作権又は産業財産権の侵害の申立が第三者から使用者になされた場合、使用者はユーザナーに対して速やかに申立の事実及び内容を通知すること、申立についての調査・解決についてユーザナーに全面的に協力すること、解決について決定権限をユーザナーに与えることを条件として、ユーザナーは、当該申立の解決に要した費用を負担する。
2. 使用者は自己の責任で本サービスを利用するものとし、使用者の本サービスの使用方法に起因して、使用者と第三者との間で発生した損害に対しては、ユーザナーは責任を負わないものとする。

#### 第9条(秘密保持)

1. 使用者及びユーザナーは、本サービスの提供に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形の媒体により提供され又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業上その他業務上の情報(使用者データを含む)(以下「機密情報」という)について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、自己の業務に従事する者に使用させる場合、法律上もしくは裁判手続上又は行政機関の命令・指示等によって要求される場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとする。
2. 前項にかかわらず、本サービスの提供に関して次の各号の一に該当する資料および情報は機密情報に含まれないものとする。
  - ① 相手方への提供時に既に公知のもの又は提供後に相手方の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
  - ② 相手方への提供時に既に相手方が保有しているもの
  - ③ 守秘義務を負うことなく相手方が第三者から正当に入手したもの
  - ④ 相手方から書面により開示を承諾されたもの
  - ⑤ 機密情報によらずに相手方が独自に開発し又は知り得たもの

#### 第10条(個人情報の取扱い)

1. ユーザナーは、個人情報について、ユーザナーが別途定めるプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」という)に則り、適正に取り扱う。
2. ユーザナーは、使用者データに個人情報が含まれている場合、これを本契約履行以外の目的で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)及びユーザナーのプライバシーポリシーに基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理する。
3. ユーザナーは、本契約履行のため必要がなくなった個人情報に関して、一切のコピーを残すことなく、ユーザナーの責任の下で速やかに破棄する。

#### 第11条(契約違反による損害賠償)

使用者又はユーザナーが本契約の定め違反したことにより、相手方に損害を発生させたときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方は、その損害の賠償を請求できるものとする。但し、損害の範囲は直接被った現実の通常損害に限るものとし、使用者又はユーザナーの予見可能性の有無を問わず特別の事情から発生した損害及び逸失利益については、責任を負わないものとする。

#### 第12条(本契約の有効期間)

本サービスの使用期間(本契約の有効期間)は、別途定める注文書等書面に記載の期間(最短1年間)とし、いずれの当事者からも途中解約はできない。有効期間満了3ヶ月前までに、使用者又はユーザナーの何れか一方より別段の意思表示がない場合は、同一の条件にて更に1ヵ年延長するものとし、その後も同様とする。

#### 第13条(権利義務譲渡の禁止)

使用者及びユーザナーは、本契約上の権利義務又はその地位を第三者に譲渡し或いは担保に供してはならないものとする。

#### 第14条(契約違反による解除)

使用者及びユーザナーは、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めた催告にもかかわらず違反を是正し

ないときは、本契約を解除することができる。

#### 第 15 条(ユーザーによる使用中止・解除)

1. 使用者が次の各号の何れかにでも該当したときは、ユーザーはなんらの通知、催告を要せず、ただちに本契約に基づく本サービスの使用を一時中止し、又は本契約を解除することにより本サービスの使用を終了させることができるものとする。
  - ① 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - ② 差押え、仮差押え又は競売の申立があったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき
  - ③ 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき、もしくは、清算に入ったとき
  - ④ 解散もしくは営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - ⑤ 株主等の構成、役員等の変動により、従前の会社から会社の実質が大きく変化し、使用者が変更されたとき
  - ⑥ 本契約に基づく義務に違反し、又は、これを履行せず、ユーザーからの相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に是正又は履行しないとき
  - ⑦ 使用者がユーザーの信用又は名誉を毀損する行為をしたとき
  - ⑧ 使用者が、第 4 条に定める禁止行為の一を行ったとき
2. 前項に基づき、ユーザーが本サービスの使用を一時中止し、又は本契約を解除したことにより使用者に損害が生じたとしても、ユーザーはその賠償の責任を負わない。

#### 第 16 条(反社会的勢力の排除に関する条項)

1. 使用者及びユーザーは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 使用者及びユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約する。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 使用者又はユーザーは、相手方が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができるものとする。
4. 使用者及びユーザーは、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承する。

#### 第 17 条(解除の効果)

1. 本契約の終了(有効期間満了、解除を含む。以下同じ)は将来に向かってのみ効力を有するものとし、使用者は理由の如何を問わず、ユーザーに対してライセンス費用の返還を求めることはできないものとする。
2. 本契約が終了した場合、使用者は本サービスを廃棄し、これを保証するものとする、又ユーザーは使用者から預かったデータをすべて廃棄し、これを保証するものとする。

3. ユーザーが第 14 条に該当したことにより、使用者が本契約を解除した場合、使用者は、本契約終了時点の仕様にて、無償かつ無保証でLBCを引き続き使用することができる。この場合、LBCの更新はないものとする。
4. 本契約が終了した後においても、本契約の第 5 条、第 7 条乃至第 11 条、第 15 条 2 項、第 16 条第 4 項、本条及び第 19 条の規定はなお有効とする。

#### 第 18 条(規約の変更)

1. ユーザーは、第 1 条第 4 項に掲げる規約に関し、あらかじめ変更後の規約をユーザーのホームページで公表することにより、規約を随時変更することができる。
2. ユーザーは、規約を追加する等変更した場合、使用者に通知を行うものとする。
3. 使用者とユーザーとの間の規約に基づく本サービス使用に関する一切の関係は、変更後の規約により規律されるものとする。

#### 第 19 条(準拠法及び合意管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 20 条(協議解決)

本契約に定めなき事項及び本契約の解釈に関する疑義については、使用者及びユーザーが誠実に協議をして解決する。

以上